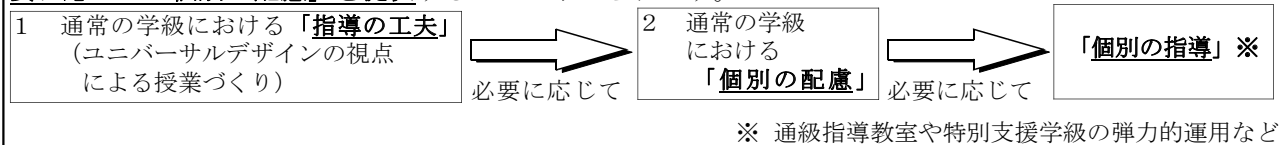


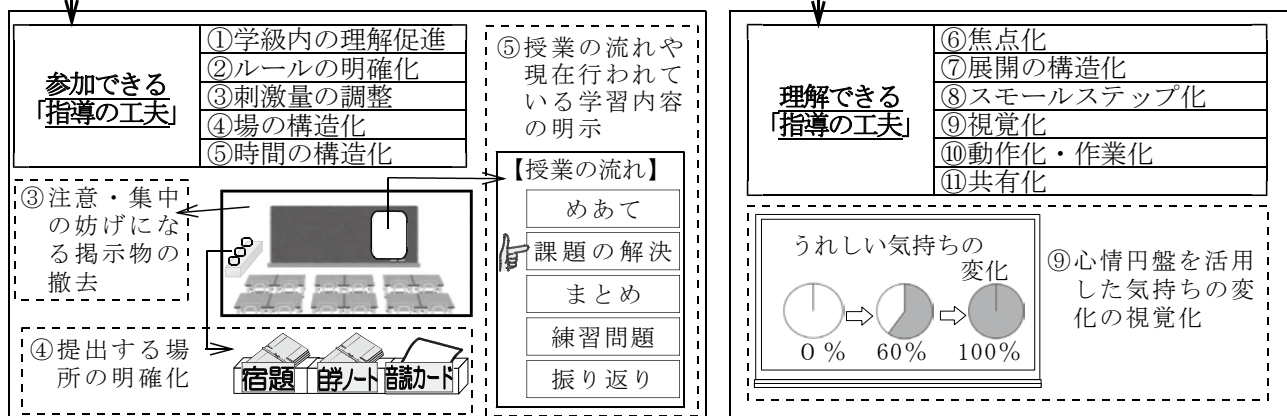
通常の学級での各教科等における困難さに応じた指導の工夫

全ての児童生徒の学習活動への参加と理解を促進するため、各教科等の学習指導要領解説には、「各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である」と明記されています。そのため、「ユニバーサルデザインの視点」による授業を行った上で、必要に応じて「個別の配慮」を提供することが求められます。



1 通常の学級における「指導の工夫」(ユニバーサルデザインの視点による授業づくり)

ユニバーサルデザインの視点による授業づくりとは、通常の学級の授業において、特別支援教育の視点を生かして指導・支援を工夫することであり、全ての児童生徒が主体的・意欲的に活動できるよう、授業への参加や学習内容の理解を促す指導・支援を工夫することを指します。以下に例を示します。



※参考：秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版増補版）

2 通常の学級における「個別の配慮」

各教科等の学習指導要領解説では、学びの過程において考えられる「困難さ」に対する配慮の具体例が示されています。一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や支援を行うために、学習活動を行う場合に生じる「困難さ」に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが大切です。

【中学校特別の教科 道徳において、他者との社会的関係の形成が苦手な生徒への配慮】

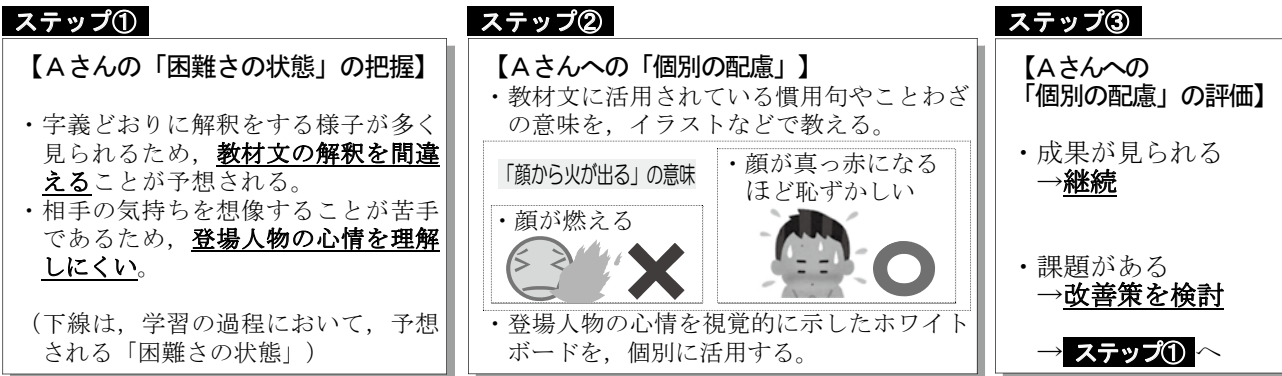
ステップ① 学習の過程において予想される「困難さの状態」をしっかり把握する。

対象生徒の学習や生活の様子、本人の困り感、保護者の見解、校内の職員からの情報、出身校からの引継ぎなど、可能な限り情報を収集する。

ステップ② 「困難さの状態」を把握した上で、「個別の配慮」を決定して提供する。

ステップ③ 提供した「個別の配慮」を振り返って、評価したり改善案を検討したりする。

(下線は、中学校学習指導要領解説特別の教科 道徳編第5章第2節2(5)と関連)



「個別の配慮」の内容や評価については、校内委員会や個別のケース会議などを活用しながら検討し、本人や保護者との合意形成を図って進めることが大切です。



「個別の配慮」を必要とする児童生徒に対して効果的な指導を行うことができるように、必要に応じて「個別の指導計画」を活用しながら、日々の指導に生かしたり、次年度に引き継いだりすることが大切です。